

平成18年度

国立大学法人徳島大学 年度計画

平成18年3月31日

## 平成18年度 国立大学法人徳島大学 年度計画

### I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学士課程・大学院課程別に平成18年度の学生収容定員を別表に記載
  
- 全学共通教育・学部専門教育の成果に関する具体的目標の設定
  - ・ 新カリキュラムによる教育の質を向上させるため、アンケート調査により教養教育の実態を把握するとともに、教員による授業相互参観を実施する。
  - ・ 全学共通教育の新カリキュラムによる基盤形成科目の一層の充実をはかるため、新入生全員に英語統一試験（TOEIC）を実施する。
  - ・ 専門基礎教育を充実するため、2006、2007年問題検討WGによる新入生評価を行うとともに、評価結果を具体的教育に反映させる。
  - ・ 専門教育を充実するため、各学部でのカリキュラムの検討結果を基に改善を行う。
  
- 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定
  - ・ 大学院教育を充実するため、学部・大学院間の教育内容の接続性について、引き続き検討するとともに、導入可能な取り組みについて実施する。
  - ・ 倫理観と国際感覚を持つ人材を育成するため、大学院共通科目の導入を検討する。
  - ・ ヘルスバイオサイエンスを基礎とした専門医療教育を行うため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部の4教育部共通科目の問題点を検討し、内容及び運営方法の改善を図る。
  - ・ 先進的な社会技術科学に関する教育を推進するため、工学分野及び基礎科学・人間社会科学分野の連携を高める具体的な措置を検討・実施する。
  
- 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定  
進路指導及び就職支援を強化するため、業界別ガイダンスを実施する等、就職支援プログラムをより充実させる。
  
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
  - ・ 教育の成果を検証するため、進路の動向や国家試験等の合格率を継続的に調査する。
  - ・ 教育の効果を検証するため、平成17年度に策定した「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」に基づき、体制の整った学部等から学生・卒業生・雇用主アンケートを実施し、教育の成果に関する検証を行う。

##### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
  - ① 学部学生の受入れについて
    - ・ 各学部学科の学生受入れ方針（アドミッション・ポリシー）や修学情報を志願者に分かりやすく公開するため、ホームページや大学案内を改善・充実する。
    - ・ 多様な学習歴の志願者に対応するため、平成17年度に実施した選抜方式の有効性等についての分析結果により、選抜方法の改善についてまとめる。
  - ② 大学院学生の受入れについて

- ・ 他大学及び学内異分野からの志願者が受験しやすい選抜方法を引き続き検討するとともに、有効な選抜方法については逐次導入する。
  - ・ 秋季入学における志願者数の動向について分析し、課題の洗い出しを図る。
- 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
- ① 学部の教育課程について
- ・ 全学共通教育の新カリキュラムの意義と学びの過程等をより分かりやすく学生に示すため、シラバスの充実をはかるとともに、本学が開発した学習経路探索 (learning path finder) を導入する。
  - ・ 初年次教育等の基盤形成の科目をより充実するため、新カリキュラムによる初年次教育の実施状況等について分析する。
  - ・ 本学の教育目標に則った学部学科の科目を、学生の能力開発の科目群と位置づけて、それらの見直しと整備を図る。
  - ・ キャリア教育を充実するため、勤労観・職業観を醸成するための講座の開設とインターンシップ事業をさらに推進する。
- ② 大学院の教育課程について
- ・ 大学院の専攻間相互の教育連携を強化するため、教育課程と授業科目の見直しを行い、大学院共通科目の開設に向けて検討する。
  - ・ 学部教育と大学院教育の接続を円滑にするため、他分野からの入学生を対象とする科目を検討する。
- 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
- ・ 教育の制度面における統一を図るため、教育システム（特に成績評価システム）に関する学内標準化を実施する。
  - ・ 授業の改善を図るため、自己点検・評価委員会が実施する「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査」の分析結果を基に、大学教育委員会において教育改善案を作成する。
- 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- ・ 教育の質の向上を図るため、授業科目の成績評価基準を明確にし、厳格な成績評価を実施する。
  - ・ 講義の質の向上を図るため、成績評価法（G P A等）の標準化を実施する。

### **(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置**

- 適切な教職員の配置等に関する具体的方策
- ・ 教育実践推進本部、教育推進室及び学生支援推進室を中心に、学内委員会及び各センター間にまたがる教育・学生支援プロジェクトを総合的に企画・推進する。
  - ・ 教育支援に必要な人的資源の活用を図るため、ティーチングアシスタント、技術職員等による教育支援の効果を検証する。
- 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
- ・ 教育・研究環境の充実を図るため、引き続きキャンパスの環境整備等を行う。
  - ・ 施設・設備の利用効率を高めるため、同一キャンパス内の講義室、学生研究室等の共用化を推進し、検証する。
  - ・ 教育に必要な環境を整備するため、附属図書館、高度情報化基盤センター、全学共通教育センター及び各学部において、授業や学生の自習を支援する I T 機器、ネットワーク利用環境及びデジタルコンテンツの整備・充実に努める。

- ・ 附属図書館では、学習・教育活動を支援するため、引き続き学生用図書整備・充実に努め、図書館利用に関するオリエンテーション等の実施、利用環境の整備と館内アメニティの向上を図る。また、高度情報化基盤センター及び全学共通教育センターの学習支援室と連携し、図書館利用に関する情報教育の検討を行う。
  - ・ 創造性教育に必要な、ものづくり・発表・討論などに関する教育を推進し、創成学習開発センターの教育機能を充実する。
  - ・ 大学院生への実態調査に基づいて、学習環境の改善に努める。
  - ・ 留学生センターの機能向上のため、平成17年度に新たに設置した施設を中心にして、日本語授業及び国際交流活動を実施する。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ・ 教育の制度面における統一を図るため、教育システム（特に成績評価システム）に関する学内標準化を実施する。
  - ・ 教育の質を向上させるため、学生の意見を聴取する。
  - ・ 教育の質の改善に活用するため、全学的に教員の教育研究活動に関する個人データベースの登録方法の改善を図るとともに、同データベースシステムを活用した教員業績評価システムを稼働し、教育の質の検証を行う。
  - ・ 教育に関するインセンティブを教員に与えるため、教育業績に対する表彰制度を導入する。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
- ・ 創造性教育のさらなる改良のため、「企画・設計」、「実現・実施」、「評価・改善」、「公開・連携」の4つの部門が連携し、学生と社会との接点構築を進める。
  - ・ 全学の教員の授業運営等に関するスキルアップを図るため、全学FD推進プログラム第2期計画（平成17年度～平成19年度）を実施する。
  - ・ eラーニングのためのシステム使用法やコンテンツ作成法等の教職員への技術支援を引き続き検討する。
- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
- ・ 国内外の協定校、放送大学、地域の大学等との単位互換制度を充実するとともに、引き続きSCSを利用した共通講義を行う。
  - ・ 教育及び学生支援を推進するため、次の項目について、整備・充実に努める。
    - (ア) 新カリキュラムによる全学共通教育の定着を図るため、実施状況を把握し、課題があれば改善する。（全学共通教育センター）
    - (イ) 教養教育・専門教育の質的向上のため、全学FD推進プログラム第2期計画（平成17年度～平成19年度）の各種プログラムを着実に実施する。（大学開放実践センター）
    - (ウ) 創造性教育に必要な教育・評価を実施するため、創成学習科目等の実施事例を整備し、学内外に発表する。（創成学習開発センター）
    - (エ) 留学生に対する機能的な教育・実践を図るため、3キャンパスの特性を考慮した上で日本語教育に関する開講クラス等適切な授業方法を検討する。（留学生センター）
    - (オ) 生活の質を改善するため、健康と予防医学に関する教育と指導を行う。（保健管理センター）
    - (カ) 学生が充実した学生生活を送れるようにするため、学生生活支援の方策等の企画・調整を行う。（学生支援センター）
    - (キ) 教育・学生生活支援用の情報基盤整備を進めるため、平成17年度に策定した教育用計算機システム、CALLシステム、eラーニングシステム、コンテンツ作成システム等を導入し、授業に提供できるように整備する。

- (高度情報化基盤センター)
- (ク) 放射線業務従事者に対する教育訓練の充実を図るため、教育訓練の細分化、再教育の方法等について検討し、実施するとともにその効果を調べる。  
(アイソトープ総合センター)
- (ケ) 学習・教育活動を支援するため、引き続き学生用図書の整備・充実に努める。  
(附属図書館)
- (コ) 教育支援体制の充実を図るため、遺伝子組換え実験の安全管理と技術教育に関する支援活動を行う。  
(ゲノム機能研究センター)
- (ク) 教育支援活動のため、知的財産専門家、実務家によるMO T教育を支援する。  
(知的財産本部)

- 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
  - ・ 医療系教育全体の充実を図るため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部の4教育部共通科目の問題点を検討し改善する。また、大学院共通科目の一部をeラーニング化する。
  - ・ 社会のニーズに対応した社会技術科学に関する教育を推進することのできる教育実施体制とするため、大学院重点化を行い、先端技術科学教育部を設置する。また、地域創生総合科学に関する大学院重点化構想については、文理の融合・連携を視野に入れながら、検討を行う。
  - ・ 保健学科の組織の高度化を図るため、平成18年度に大学院保健科学教育部を設置するとともに、組織の検討等、博士課程設置を目指し準備を行う。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 教職員の意識改革に関する具体的方策
  - ・ 学生のニーズを的確に把握し、学生の意見を聴取するため、在学生との懇談会を実施するとともに、教職員と学生との合同研修会も引き続き実施する。
  - ・ 学生の実状を把握するため、平成17年度に実施した学生生活実態調査の結果を分析・検討し、学生に対するサービス水準の向上に努める。
- 新入生の支援に関する具体的方策
  - ・ 新入生が豊かなキャンパスライフを過ごせるようにするため、初年次オリエンテーションをさらに充実させる。
  - ・ 新入生が早く大学になじめるようにするため、平成17年度にホームページに掲載した学生生活の「Q&A」の内容を検証する。
  - ・ 平成17年度に見直しを行った「学生生活の手引」の内容を検証する。
- 修学相談・支援に関する具体的方策
  - ・ 修学支援体制の整備・充実を図るため、学習支援室をさらに充実する。
  - ・ 学生と教員が双方向のコミュニケーションをとるため、オフィスアワーをさらに充実するとともに、オフィスアワーの活用状況について実態を調査する。
- 進路相談・就職支援に関する具体的方策
  - ・ 進路相談・就職支援を充実するため、全学的な就職ガイダンス、セミナー、講演会等を引き続き開催する。
  - ・ 就職相談を充実するため、就職相談員の常駐化に向けて、相談室利用者の増加に努める。
  - ・ 各学部において、在学生と卒業生との連携を強化し、企業訪問・OB訪問の円滑化を図る。

- よろず相談に関する具体的方策
  - ・ 人間関係・精神面に関する相談件数の増加に対応するため、平成17年度に配置したカウンセラーによるカウンセリングの充実に努める。
  - ・ 職員の問題意識を深めるため、教職員を対象に、学生支援の取り組み方、ハラスメント等に関する研修会・講演会を引き続き開催する。
- 経済的支援に関する具体的方策
  - ・ 学業が優秀な学生に対して経済的な支援を行うため、平成17年度に創設した奨学金制度の実施状況とその効果を検証する。
  - ・ 学生の経済的支援のため、全額・半額免除の割合を見直し、授業料免除制度の有効活用を図る。
- 課外活動支援に関する具体的方策
  - ・ 課外活動を活性化させるため、引き続きスポット的に学外施設やリーダー研修の会場の借り上げを行い、課外活動の支援を行う。
  - ・ 課外活動施設・設備の改善充実のため、引き続き整備を進める。
  - ・ 課外活動の活性化を図るため、引き続き全国大会・中国四国大会等で優秀な成績を挙げた団体・個人を表彰する。
- 学生寮・留学生宿舎に関する具体的方策
  - ・ 寮の居住環境の改善のため、引き続き部屋の補修を行う。
  - ・ 留学生の居住環境を充実するため、新たに設置された宿舎について、入居者の募集並びに運営を開始する。
  - ・ 国際交流を推進するため、新たに設置された宿舎について、日本人学生との混住を進め、日本人学生には、共に居住する留学生に対するチューターとしての機能をもたせる。
- 福利厚生施設に関する具体的方策
 

学生の生活環境を向上させるため、引き続き学生食堂、喫茶、売店等の改善・充実を図る。
- 学生支援のIT化に関する具体的方策
 

学生と教職員が相互に情報伝達を迅速に行うため、平成17年度から運用しているポータルシステムの高機能化を図る。
- 留学生支援に関する具体的方策
  - ・ 日本語授業の教育効果を高めるため、多様な留学生に対する教育プログラムの導入について、平成17年度に実施した受講生へのアンケート結果を参考に、問題点を整理し、改善方法を検討する。
  - ・ 新たに設置された留学生センターの相談室を中心に、引き続き常三島地区、蔵本地区でも相談業務を展開し、留学生の学習、生活、進路等の問題解決に努める。
  - ・ 育英奨学金制度の改善のため、平成17年度から実施した10月入学者のための追加募集を引き続き実施するとともに、留学生が学習に専念できる環境を確保するため、引き続き奨学金制度の改善に努める。
  - ・ 留学生の学習及び研究の向上を図るため、引き続き日本語教育体制の改善・充実に努める。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
  - ・ 学部，研究科，研究センター等の研究推進計画を推進するため，平成16年度に設定した重点目標に従って，研究を推進する。
  - ・ 各分野の連携による全学横断的な共同研究を推進するため，研究連携推進本部が学内外の連携研究について企画・調整を行い，全学的な協力体制の構築に努め，学長が学内資源配分を行う。
- 大学として重点的に取り組む領域
  - 生命科学分野において重点的に取り組む研究拠点を構築するため，組織の検討及び重点目標の選定等の準備を行う。
- 成果の社会への還元に関する具体的方策
  - ・ 技術移転，ベンチャー起業，産学官連携を積極的に推進するため，知的財産の管理と活用を一元的に推進する。
  - ・ 自治体等との連携事業の円滑な推進を図るため，徳島地域連携協議会との連携を取りながら，社会連携推進機構の活用を努める。
- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
  - 重点的な研究支援を行うため，組織横断的な研究と萌芽的研究に特に焦点を当て，研究水準等の評価を反映させた資源の配分を行う。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
  - ・ 人的研究資源の有効活用を図るため，引き続き中期計画や重点推進計画に照らして，効果的な教員配置に努める。
  - ・ 中期計画や重点推進計画を達成するため，必要な戦略的プロジェクト研究等の育成を引き続き推進する。
  - ・ 全教員への業績評価を引き続き試行し，評価の妥当性の検討・確認を行った後，業績評価システムを導入する。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
  - ・ 研究資源を効果的に活用するため，研究内容等の審査・評価に基づき，学長裁量経費を重点的に配分する。
  - ・ 効果的な研究推進のため，学外より獲得した競争的資金にかかる間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し，学長裁量により運用する。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
  - ・ 老朽化した施設・設備の改善整備のため，引き続き医学系総合実験研究棟を改修整備し，研究環境の充実を図る。
  - ・ 研究施設の有効利用を図るため，施設の利用状況とともに，「研究共用施設」としての使用についても調査する。
  - ・ 共同設備の学内周知と運用方法の簡素化を図るため，引き続き汎用性の高い設備の共用化を進める。
  - ・ 附属図書館では，電子図書館的機能の充実を図るため，引き続き電子ジャーナル等の整備・充実に努め，所蔵資料の遡及入力を実施する。また，貴重資料のデジタルコンテンツ化の推進に努める。
- 知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策
  - ・ 教員の発明に対して，育成・保護・活用を図るため，引き続き特許権の機関帰

属を原則とした運用に努める。

- ・ 知的財産の創出・管理・運用を強化するため、引き続き四国TLOとの連携の基に、研究連携推進機構を整備拡充した機構内の知的財産本部の活用を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
  - ・ 教員の流動性を高め、研究の活性化を図るため、引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用する。
  - ・ 全教員への業績評価を引き続き試行し、評価の妥当性の検討・確認を行った後、業績評価システムを導入する。
  - ・ 業績の顕著な教員に対する優遇措置を講ずるため、業績評価システムが定着するまでの間、各部局における評価システムを引き続き活用する。
  - ・ 全学的な研究状況等の検証と研究の活性化に活用するため、徳島大学教育・研究者情報データベースの更なる改善・充実を図る。
- 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
  - ・ 部局の枠を超えたプロジェクト研究を積極的に推進するため、研究連携推進機構が全学を中心となって部局横断的プロジェクトの調整と立案を行う。
  - ・ 萌芽的研究の立ち上げを支援するため、「パイロット研究支援事業」により、学際的研究の育成を推進する。
  - ・ 生命科学分野の人材を結集した組織的な充実を進める。
  - ・ 次の項目における研究等の活動を活性化するため、将来計画を常に検討し、組織の充実や改変を図り、高水準の研究を推進する。
    - (ア) 疾患酵素学疾患、疾患プロテオミクス研究を推進するため、個々の研究室のプロジェクト研究体制の整備、施設の整備、設備の拡充を促進しつつ、先端医療科学に関する研究を行う。  
(分子酵素学研究センター)
    - (イ) 地域産業や本学の研究開発を活性化するため、知的財産本部に設置された、地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室を一体的・機動的に運用し、地域企業との共同研究の斡旋活動を行う。  
(知的財産本部)
    - (ウ) センター設置の計算機システムの有効活用を図るため、平成18年度に導入するシステムにおいては、全国共同利用の計算機システムを利用するなど、研究用システムの規模を縮小し、教育用システムを充実させる。  
(高度情報化基盤センター)
    - (エ) 安全な情報管理と快適なネットワーク環境を維持するため、引き続き本学で制定した情報セキュリティポリシーの徹底を図る。  
(高度情報化基盤センター)
    - (オ) 本学の中期目標・中期計画に沿った「生命科学研究拠点形成」の核のひとつとなることを目指すため、関連の整備を行う。  
(ゲノム機能研究センター)
    - (カ) 放射線科学に関する基盤的な支援を行うため、引き続き安全管理、放射線防護及び教育訓練に関する研究を行う。  
(アイソトープ総合センター)
    - (キ) 災害や環境問題への対策に関して社会に貢献するため、共同研究や啓発活動などのプロジェクトの実現に向けて地域自治体等との連携体制を強化する。  
(環境防災研究センター)
- 学部、研究科、各センター等の研究実施体制等に関する特記事項
  - ・ 医科学、口腔科学、薬科学及び栄養生命科学の各教育部が融合した教育・研究拠点を形成するため、薬学系1講座3分野を臨床系講座として設置することを検討し、医・歯・薬・栄養のチームによる教育・研究の充実を図る。
  - ・ 研究を高いレベルで遂行するため、社会技術科学分野については、ソシオテク



ノサイエンス研究部を設置し、大学内スタッフ、他研究教育機関スタッフとの共同研究プロジェクトを推進する。また、地域創生総合科学分野については、文理の融合・連携を視野に入れながら、大学院重点化について検討を行う。

- ・ 保健学科の組織の高度化を図るため、平成18年度に大学院保健科学教育部を設置するとともに、組織の検討等、博士課程設置を目指し準備を行う。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
  - ・ 自治体等が抱える要望や課題に応えるため、徳島地域連携協議会等を定期的で開催するとともに、自治体等との円滑な連携を図るため、社会連携推進機構（地域連携推進室）の活動を推進する。
  - ・ 事業ニーズの発掘に資するため、研究成果のデータベース化について、計画に沿って構築を開始する。
  - ・ 公開講座・生涯学習支援を通じて地域の文化向上に貢献するため、公開授業を含む年間100講座以上の開講を引き続き維持する。（大学開放実践センター）
  - ・ 地域住民への図書館サービスを推進するため、引き続き学外者への図書貸出サービスを学生並に提供する。（附属図書館）
  - ・ 病病連携、病診連携の推進等のため、引き続き地域医療連携センターの充実を図る。
- 産学官連携の推進に関する具体的方策
  - ・ 産学官連携推進のため、行政、民間企業等の要望をくみ取り、共同研究の推進を図る。
  - ・ 産学官連携推進のため、引き続き受託研究や受託研究員を積極的に受入れる。
- 産学官連携推進のため、知的財産本部を積極的に活用して、機関帰属となった発明・特許の民間企業等への技術移転の増加を図る。
- 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策  
国内外の協定校、放送大学、地域の大学等との単位互換制度を充実する。
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
  - ・ 本学の国際性を高めるため、重点拠点交流校との交流プログラムを策定し、実施に向けて協定校との調整を行う。
  - ・ 学生の相互交流と交流の質の向上を図るため、派遣プログラムの具体的な計画を立案する。
  - ・ 教職員、学生の国際性を高めるため、学内の実態調査を実施し、これまでの取り組みの見直しを図る。
  - ・ 国際交流活動を充実させるため、留学生と日本人学生、地域住民との交流をさらに推進する。
  - ・ 帰国留学生への情報提供を行うため、帰国留学生のデータ入力を進めデータベースの内容を充実するとともに、双方向で情報交換するための手法について検討する。
  - ・ 学生の海外留学を推進するため、平成17年度から開始した相談支援体制を継続する。
- 教育研究活動に関連した国際連携に関する具体的方策
  - ・ 海外への広報活動を推進するため、英文ホームページを構築するとともに、地

域・国際交流プラザ内に留学生交流スペース等を設け、国際フロアを整備する。

- ・ 大学が有する知識と技術の国際活用を目指すため、海外の大学等との知的財産活用に関する技術交流を行う。
- ・ 帰国留学生、在留本学関係者との連携強化を図るため、総括的に相互連携が可能な組織・体制の構築について検討する。
- ・ 全学の国際連携事業を一元的に支援する体制を構築するため、留学生センターの改組充実の検討と事務組織の統合整備を図る。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- 生きる力を提供する医療機関を目指し、統合されたチーム医療の創成を図るための具体的方策
  - ・ 地域医療への貢献、患者サービスの向上等のため、「食と健康増進センター」等の特殊診療部門の充実等を引き続き行う。
  - ・ 大学病院の使命として、高度医療の充実を図る。
  - ・ 統合されたチーム医療を行うため、医科診療と歯科診療の統合による横断的診療体制を、モジュール化（ユニット化）診療として構築し、引き続きその充実を図る。
  - ・ 病病連携、病診連携の推進等のため、引き続き地域医療連携センターの充実を図る。
  - ・ 医療の質の向上、標準化、効率化を図るため、ISO9001のレベルアップ、クリニカルパスの導入、診療支援部及び安全管理対策室の充実等を推進する。
  - ・ 良質な医療人を育成するため、引き続き卒後臨床研修センターの充実等を図る。
  - ・ 看護師の実践能力向上のため、看護師の卒後教育の充実を図る。
- 高度情報化社会に対応した医療に関する目標を達成するための具体的方策
  - ・ 地域連携と生涯学習に関する計画を推進するため、地域の医療スタッフに対する生涯教育（eラーニング：WB T）の運用体制を整備する。
  - ・ 患者サービスの向上を図るため、ウェブ技術を使った褥瘡診断・治療の適正化のためのシステムについて評価するとともに、携帯端末等による診療予約のシステム改良等を実施する。また、病院情報システムに新機能を導入する。
- 経営・運営に関する目標を達成するための具体的方策
  - ・ 病院経営の効率化を図るため、既存の組織、施設基準等の見直しを継続して行うとともに、SPDを導入し、在庫の削減及び患者別原価管理を実現するための正確なデータの収集を行う。
  - ・ 経営改善に資するため、導入した管理会計システムにより、会計関係データの収集と分析を行い、分析結果の利活用を図る。
  - ・ 経営改善に資するため、引き続き外部委託業務について検討を行い、その検討結果を平成19年度以降の委託契約に反映させる。
  - ・ 外部資金の拡充を図るため、地域治験ネットワークの構築を更に推進し、治験を推進する。
- 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策
  - ・ 高度先端医療、先進医療の確立を図るため、引き続き新しい診断法・治療法の開発を支援する。
  - ・ 食と健康増進センターとの密接な連携のもと、食品機能評価体制の充実、院内外への情報発信、受入の促進等を行う。
- 施設、設備の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策

患者サービス等の向上のため、引き続き老朽化した施設・設備の改善及び病院建物の有効利用が可能なものについて検討を行い、実現可能なものについて実施する。

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策  
外部資金の獲得及び本学研究成果の技術移転の拡充・強化を図るため、サテライトオフィスの充実を図る。
- 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策  
役員会、経営協議会及び教育研究評議会の在り方を見直すため、平成17年度に実施した点検・評価についての改善状況を検証し、更に見直しを図る。
- 全体的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
  - ・ 本学の目標・計画を確実に推進するため、学長裁量経費の充実を図る。学長裁量経費については、教育研究内容等の審査・評価に基づき重点的に配分する。
  - ・ 学外より獲得した競争的資金にかかる間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し、学長裁量により運用する。
  - ・ 人的資源の有効活用を図るため、引き続き学長裁量による定員枠を一定数確保し、評価に応じて重点計画に期限付きで投入する。
- 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策  
当面必要な専門分野及び職種を特定し、採用後の組織上の位置づけ等について検討する。
- 内部監査機能の充実に関する具体的方策
  - ・ 業務の適法性及び妥当性を確保するとともに、業務の改善・合理化をより一層推進するための監査を実施する。
  - ・ 平成17年度から導入した書面監査、自己監査、監査室留学制度の定着を図る。
- 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策  
各国立大学が共同で行う事業等について協議するため、引き続き地域内において会議を開催する。

### 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策
  - ・ 教育研究組織の活性化を図るため、その機能、効果、効率について従来の方法による点検・評価を行うとともに、新たな観点での取り組みとして、組織評価システムの充実を図る。
  - ・ 大学運営等に資するため、国立大学法人評価委員会の業務実績評価結果の活用を図る。
- 教育研究組織の見直しの方向性
  - ・ 教員の教育・研究の分担化を図るため、新たな教育専任教員の配置分野について検討する。
  - ・ 社会技術科学の教育研究の充実・発展を図るための教育研究組織として、大学院重点化を行い、ソシオテクノサイエンス研究部を設置する。また、地域創生総合科学については、文理の融合・連携を視野に入れながら、大学院重点化について検討を行う。
  - ・ 教育と学生支援の全学的協力関係を企画・調整するために設置した教育実践推進機

構の充実を図る。

- ・ 全学的な研究協力関係を企画・調整するために設置した研究連携推進機構を活用し、研究連携を推進する。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
  - ・ 教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図るため、引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用する。
  - ・ 教員の選考過程の客観性及び透明性を高めるため、引き続き個々の選考方針・基準を公開する。
  - ・ 優秀な人材を確保するため、競争的資金等を活用した任期付教員を採用する。
- 適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
  - ・ 平成17年度人件費予算相当額に比較して0.7%以上の人件費削減を図るとともに、中期的な人員削減計画を検討する。
  - ・ 将来構想を実現するための機動的な人員管理を行うため、引き続き学長裁量による人件費枠を確保する。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
  - ・ 全教員への業績評価を引き続き試行し、評価の妥当性の検討・確認を行った後、業績評価システムを導入する。
  - ・ 教員が潜在的な能力を発揮しやすくするため、教員業績評価システムの導入結果を踏まえて処遇に反映させる。
  - ・ 平成16年度から検討してきたサバティカル制度（教員が一定の期間、自由に研究活動に専念できる制度）を導入する。
  - ・ 利益相反委員会において教員の兼業兼職に関するガイドラインの見直しを検討する。
  - ・ 事務職員の活性化のため、目標管理制度及び人事考課制度を検討する。
- 外国人、女性等の教員採用の促進に関する具体的方策  
優れた人材を採用するため、教員について、引き続き外国人・女性の公募を促進する。
- 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
  - ・ 事務職員の採用は、原則試験採用によることとし、国立大学法人等統一採用試験合格者に対して第二次試験を行った上採用する。
  - ・ 事務職員の能力を向上させるため、引き続き教育・研究支援、管理などの専門的事項に関する学内外における研修を実施する。
  - ・ 組織の活性化、職員のキャリアアップに資するため、引き続き他大学等との人事交流を行う。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の編成の見直しに関する具体的方策  
事務の合理化、効率化を図るため、部・課を再編する。
- 職員配置の見直しに関する具体的方策
  - ・ 中期的な職員の削減計画を検討する。
  - ・ 業務の効率化を図るため、専門職員を配置する部署について、適宜チーム制を導入する。
- 事務職員の専門性と企画立案能力の向上に関する具体的方策

- ・ 事務職員の能力を向上させるため、引き続き海外派遣研修を実施する。
  - ・ 事務職員の能力を向上させるため、文部科学省研修制度を活用し、職員を派遣する。
  - ・ スペシャリストの育成のため、学内外で実施している特定の分野に係る専門研修の充実を図るとともに、スペシャリストとすべき職種、職務内容の絞り込みと、当該職員を育成する個別専門研修の実施について検討を行う。
- 業務の合理化及び効率化に関する具体的方策
    - ・ 事務情報化の推進に関する具体的方策
      - (ア) 事務情報化推進計画に関する実施計画に基づき、引き続き事務情報化を推進する。
      - (イ) 事務処理の効率化を推進するため、事務用データの調査を行い、共有化及びデータベース化の方針をまとめる。
      - (ウ) 四国地区国立学校法人の事務情報化の連携・協力を図り、地区の拠点として事務情報化を推進する。

### Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策
  - ・ より多くの外部資金及び自己収入を獲得するため、継続して、科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金、共同研究等に関して情報の収集・提供及び各部局等に対する指導を行う。
- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
  - ・ 経営改善に資するため、導入した管理会計システムにより、会計関係データの収集と分析を行い、分析結果の利活用を図る。
  - ・ 自己収入の増収を図るため、資産の使用収益許可範囲の見直しを行うとともに、利用を促進するため、施設案内をホームページ等へ掲載する。

#### 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
  - ・ 管理業務に係る経費の節減を図るため、契約方法等の見直しを行う。
  - ・ エネルギーの使用を削減するため、改善を実施する。また、本学のCO<sub>2</sub>削減行動計画の目標に向け、各セグメント毎に分析評価を行う。

#### 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
  - ・ 施設・設備台帳システムを構築し、施設の効率的な運用を図るため、必要なデータベース項目を策定する。
  - ・ 本学の研究設備整備計画に基づき、学内共同利用の調査と設備の有効利用を図る。

### Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

#### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価に関する具体的方策
  - ・ 教育、研究、社会貢献、管理運営などを点検・評価するため、組織評価システムの充実を図る。
  - ・ 教育の質の改善に資するため、大学機関別認証評価を受ける。
- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
  - ・ 大学運営の改善に活用するため、引き続き年度計画の執行状況、達成度の自己点検評価を定期的実施し、改善の方策を検討する。

- ・ 評価情報を集約し、分析することで新たな計画に反映させるマネジメントサイクルの充実を図る。
- ・ 全教員への業績評価を引き続き試行し、評価の妥当性の検討・確認を行った後、業績評価システムを導入する。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策
  - ・ 大学概要、広報誌、ホームページ等について、社会のニーズに適応した情報発信を行う。
  - ・ 社会からの教育サービスに対するニーズを発掘するため、学部・大学院教育のシラバスを学外に公開する。
  - ・ 授業の改善を図るため、自己点検・評価委員会が実施する「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査」の分析結果を基に、大学教育委員会において教育改善案を作成する。

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 施設マネジメントの推進に関する具体的方策
  - ・ 合理的・効率的に施設に係る業務を推進をするため、業務の整理、統合を行う。
  - ・ 施設関係経費の削減を図るため、維持管理業務の実施方法等の見直しを行う。
  - ・ 要修繕箇所を解消するため、改善計画に基づき改善工事を行う。
  - ・ 施設の有効活用を図るため、引き続き施設の点検・評価を実施する。
  - ・ エコキャンパス実現のため、改善計画に基づき実施する。
  - ・ ユニバーサルデザイン実現のため、改善計画に基づき実施する。
  - ・ キャンパスアメニティ向上のため、引き続き施設の改善を行う。
- 施設設備の計画的・重点的整備に関する具体的方策
 

次の優先目標を設定するとともに、教育研究の活性化への寄与等を勘案し、計画的・重点的に施設設備の整備を行うことを目指す。

  - ・ 大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消のため、大学院施設の確保について検討する。
  - ・ 研究拠点等の整備のため、改修等を実施する。
  - ・ 先端医療に対応した大学附属病院整備のため、病棟Ⅱ期を整備する。
  - ・ 老朽化した施設の改善整備のため、引き続き医学系総合実験研究棟を改善・整備する。
  - ・ キャンパス環境の改善、学生支援施設の充実のため、引き続き改善・整備を行う。
  - ・ アスベスト使用施設について、アスベスト対策工事を実施する。

### 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全管理体制の強化、防災・防犯体制の強化等に関する具体的方策
  - ・ 安全管理の徹底を図るため、引き続き施設安全パトロールを実施するとともに、安全衛生スタッフの能力向上、教職員の安全に対する意識向上を図る。
  - ・ 毒物、劇物、化学物質及び放射性物質の管理の徹底を図る。
  - ・ 学生等の安全を図るため、必要な教育訓練を行うとともに、講習会を開催する。
  - ・ 防災体制の強化等を図るため、各キャンパス毎の防災マニュアルに基づいて、総合防災訓練を実施する。
  - ・ 防犯体制の強化を図るため、引き続き全学的な防犯、警備体制及びセキュリティシステムの改善方法を検討する。

## VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

## VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額  
38億円

- 2 想定される理由  
運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画はなし。
- 附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び当該借入により取得する建物について担保に供する。

## IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

1. 施設・設備に関する計画

| 施設・設備の内容      | 予定額（百万円） | 財源                              |
|---------------|----------|---------------------------------|
|               | 総額       |                                 |
| ・医学系総合実験研究棟Ⅱ期 | 1,861    | 施設整備費補助金<br>(980)               |
| ・アスベスト対策事業    |          | 国立大学財務・経営センター<br>施設費交付金<br>(45) |
| ・病棟Ⅱ期         |          | 長期借入金<br>(836)                  |
| ・病院基幹・環境整備    |          |                                 |
| ・小規模改修        |          |                                 |

注) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

- 2 人事に関する計画

- 「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、0.7%以上の人件費削減を図る。
- 教員の業績評価を試行的に実施するとともに、事務系職員について新たな人事考課制度を検討する。
- 新規採用職員の一部及びプロジェクト研究等に任期制を適用し、教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図る。

○ 将来構想を実現するための機動的な人員管理を行うため、学長裁量による人件費枠を確保し、重点計画に期限付きで配置する。

(参考1) 平成18年度の常勤職員数 1,782人(役員8人を除く。)  
また、任期付職員数の見込みを43人とする。

(参考2) 平成18年度の人件費総額見込み 17,532百万円(退職手当は除く)